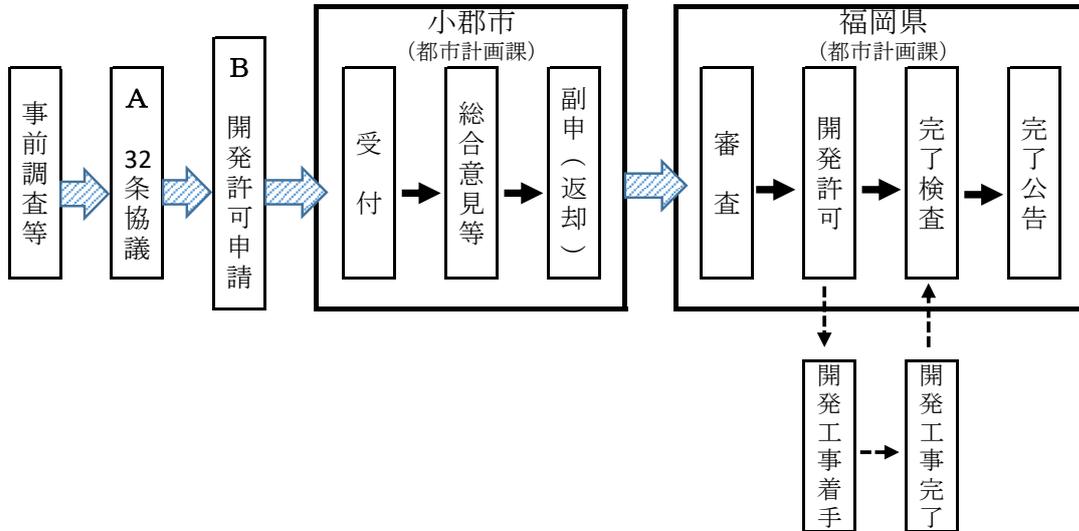


## 都市計画法による開発行為許可申請の流れ (R5.3改正)

小郡市における開発行為については、福岡県知事の許可が必要です。

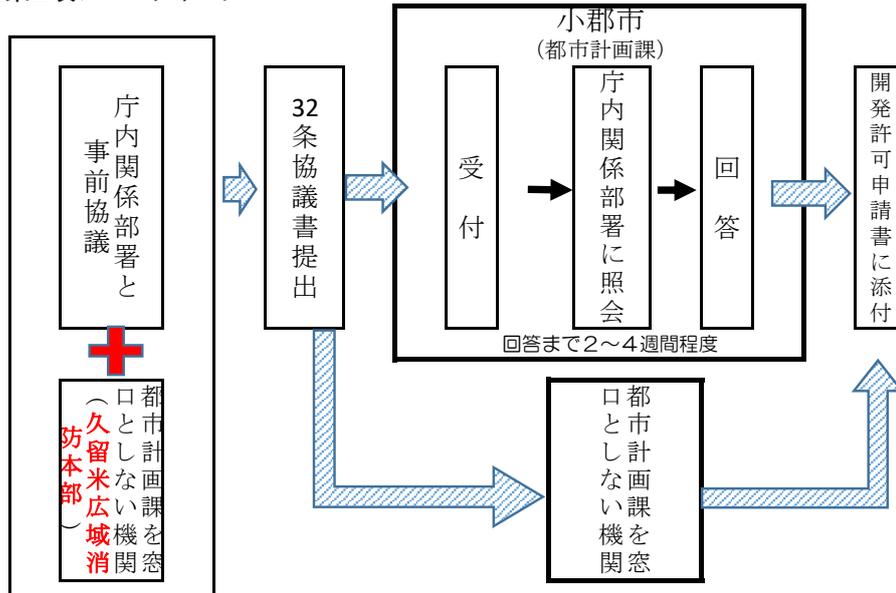
開発許可の基準については、都市計画法第33条(技術基準)、34条(市街化調整区域の立地基準)、福岡県都市計画法に基づく開発許可等の基準に関する条例、都市計画法に基づく開発行為等の審査基準に適合しなければなりません。



### A 32条協議(公共施設管理者の同意・協議)

※32条1項の同意は各施設管理者の窓口へ

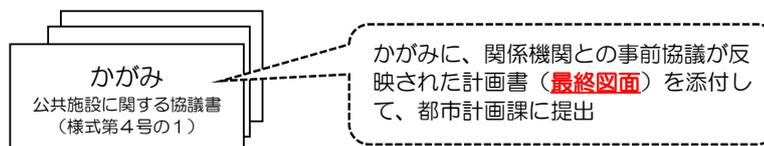
#### (1) 32条2項フローチャート



(2) 協議書の提出 \*提出図面は、協議終了後の内容を反映した**最終図面**を添付してください。

① 提出部数 3部(小郡市、県申請添付分、申請者控) + 庁内関係部署数  
※庁内関係部署分のかがみは、写しで可

② 様式 都市計画法第32条第2項による公共施設に関する協議書(県様式第4号の1)



(3) 庁内関係部署一覧

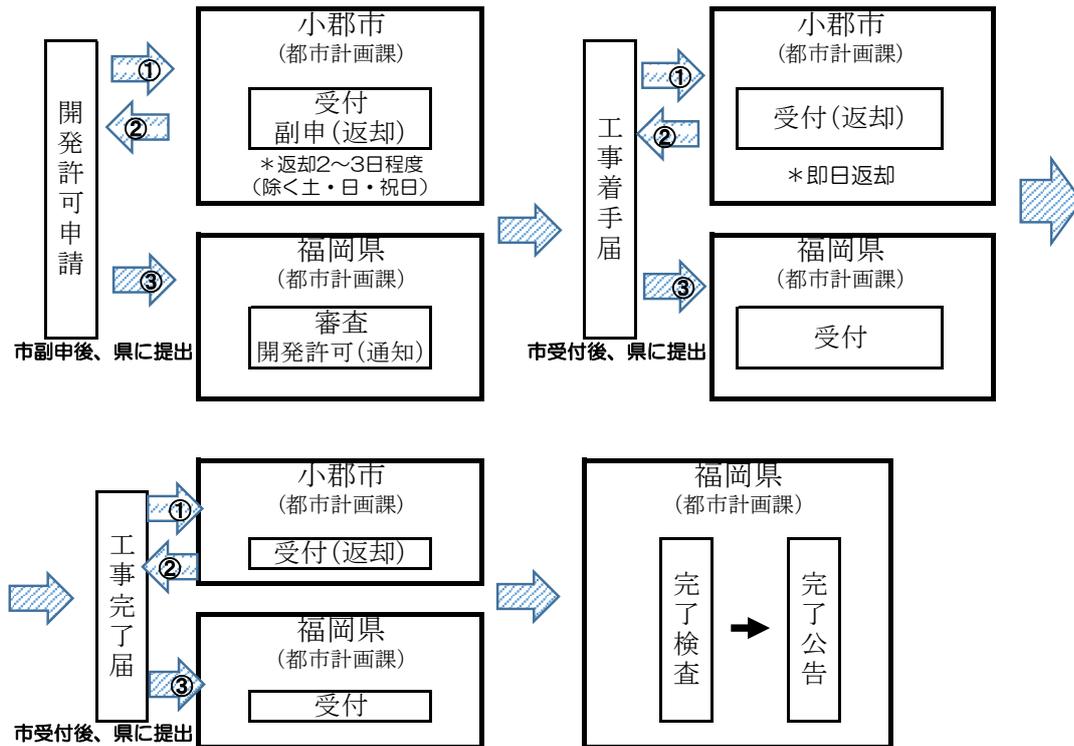
関係部署	内容
都市計画課 建築指導係	1. 総括的事項
計画係	1. 地区計画に関すること 2. 都市計画道路に関すること 3. (屋外広告物、景観条例)
都市整備課 道路係	<p><b>*場所や内容によって、両係に関係する事案もあります</b></p> 1. 水路等に関する放流先水路管理者の同意(県様式第5号) 2. 承認工事・道路占用物件等に関する道路管理者の同意(県様式第6号) 3. 市道・里道における用地帰属に関すること 4. 開発区域に道路を新設する際の、構造、用地帰属に関すること 5. 道路側溝等の構造に関すること 6. 市道・市管理水路等の付け替えに関すること 7. カーブミラー等の設置に関すること
河川治水・管理係	1. 道路境界に関すること 2. 水路占用に関すること 3. <b>河川・治水に関すること</b>
下水道課 工務係	1. 下水道処理区域内における放流先水路管理者の同意(県様式第5号) 2. 下水道処理区域内における下水管渠の構造、帰属に関すること
管理係	1. 下水道受益者負担金に関すること
生活環境課 リサイクル推進係	1. 可燃物・不燃物置場の設置及び排出に関すること
環境係	1. 専用水道、簡易専用水道に関すること。(中高層建築物、入居者が多い施設等) 2. 振動、騒音(振動規制法、騒音規制法)に関すること
防災安全課 消防・安全係	1. 防犯灯の設置に関すること 2. 防火水槽の構造・検査及び帰属に関すること <p><b>*32条協議書提出までに、久留米広域消防本部(三井消防署)と協議を行い、消防水利の設置を要する場合は、防災安全課と協議すること。</b></p>
まちづくり推進課 施設・公園係	1. 公園・緑地に関すること(開発区域面積3,000㎡以上)
その他必要な部署	農業振興課(農振除外等)、農業委員会(農地転用に関すること)

(4) 都市計画課を窓口としない機関

機関	内容
埋蔵文化調査センター (文化財課)	1. 埋蔵文化財調査に関すること
三井水道企業団	1. 給水・引込管の構造等に関すること
久留米広域消防本部 (三井消防署)	1. 防火水槽・消火栓の設置・構造等に関すること 消防水利(1,000㎡以上)、防火水槽(3,000㎡以上) 2. 消防活動空地に関すること(地上3階以上の建築物)
久留米県土整備事務所 用地課管理係	1. 水路等に関する放流先水路管理者の同意(様式第5号) 2. 承認工事・道路占用物件等に関する道路管理者の同意(県様式第6号) 3. 国道・県道における用地帰属に関すること 4. 国道・県道管理水路等の付け替えに関すること 5. 里道・水路等の用途廃止・払い下げに関すること(市に一部委譲)

## B 開発行為許可申請

### (1) フローチャート



### (2) 開発許可申請書

- ① 提出部数 2部(小郡市控、県申請分)  
 \*小郡市への提出は、様式(第1号-B・C)と添付書類のコピー1部のみ。  
 \*添付書類の原本は、福岡県へ提出する際、小郡市への提出は不要です。  
 \*市における申請書の返却は、2~3日程度を要します。(土・日曜日、祝祭日を除く)
- ② 様式 開発行為許可申請書(県様式第1号)  
 申請者控(第1号-A) → 提出不要  
 小郡市控(第1号-B) → 提出要  
 県提出分(第1号-C) → 提出要 } 1部ずつ
- ③ 添付書類 県別表第1に規定するもの  
 ※小郡市控の添付書類については、コピーで可  
 ※小郡市開発行為等整備要綱に該当する場合は、小郡市控に次の原本を添付する  
 i) ごみ集積施設に関する誓約書(市様式第10号)  
 ii) 開発行為等の施行意見書(市様式第11号)  
 iii) 事前説明報告書(市様式第12号)  
 iv) 開発行為等に関する誓約書(市様式第13号)

### (3) 工事着手届、工事完了届 ※市では受付後すぐに返却できます。

- ① 提出部数 2部(小郡市控、県申請分)
- ② 様式・添付書類
  - i) 工事着手届(県様式第15号)
    - ・開発行為の許可標識の写真(遠景、近景写真の2枚)
  - ii) 工事完了届(県様式第16号)
    - ・公共施設に関する協議書の写し
    - ・登記関係一覧表(工事完了時の字図に対応する全ての地番)
    - ・完成平面図
    - ・工事工程写真
    - ・土地の登記事項証明書
    - ・知事が必要とする図書
    - ・確定測量図
    - ・竣工写真
    - ・マイクロフィルム及びマイラー(自己外【分譲宅地】のみ)
    - ・公図
    - ・登記嘱託書の案